

# 令和 6年度予算見積調書

課室名：障害者福祉推進課  
 担当名：障害福祉・自立支援医療担当  
 内線：3306 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
S144	聴覚障害児支援センター事業費			一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者援護対策費	
事業期間	令和 6年度～	根拠法令	障害者基本法第14条（義務）		針路	07	誰もが活躍し共に生きる社会の実現		SDGsゴール
					分野施策	0703	障害者の自立・生活支援		SDGsターゲット
1 事業概要			5 事業説明						
聴覚障害児の支援は早期発見・早期支援が重要であることから、聴覚障害児支援の中核機能の整備し、医療、保健、福祉、教育の関係機関の連携強化について検討を行うとともに、聴覚障害児とその保護者に対して適切な情報提供及び支援を行う。			聴覚障害児の支援の充実を図るため、以下の事業を実施する。 (1) 事業内容 ① 連携体制の整備 ・聴覚障害児支援に関する協議会の運営 地域の実情に応じた聴覚障害児の支援体制の整備及び連携のあり方などについて検討 ・聴覚障害児支援に関する関係機関との連携会議の運営 保健・医療・福祉・教育の各分野の実務者による意見交換 ② 埼玉県聴覚障害児支援センターの運営 ・家族支援の実施 聴覚障害児を持つ保護者からの相談を受け、療育施設や人工内耳等について情報提供 ・巡回支援の実施 聴覚障害児が利用する保育園、幼稚園等を訪問し、職員等が適切な支援が行えるよう助言・指導 ③ 身近な地域での療育支援 ・聴覚障害児の支援方法に係る研修の実施 言語聴覚士が配置されている事業所、聴覚障害児の通う保育所、幼稚園等を対象 ・言語聴覚士が配置されている事業所等の療育支援 聴覚障害児（軽度・中等度）の療育ができるよう出張支援や研修会を開催 (2) 事業効果 聴覚障害児支援の課題検討や関係機関の連携を通じて、切れ目のない支援の実現が図られる。 聴覚障害児及びその保護者が身近な機関で療育が受けられる。 【活動指標(アウトプット)】各保健福祉圏域に聴覚障害児（軽度）を療育できる施設を1か所以上整備 【成果指標(アウトカム)】・聴覚障害児及びその保護者が身近な機関で療育が受けられる。 ・重度の聴覚障害児は県社会福祉事業団で、軽度・中等度聴覚障害児は事業所等で療育ができる。						
2 事業主体及び負担区分 (国1/2、県1/2)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.2人=1,900千円									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との 対比
		国庫支出金							
決定額	10,000	5,000						5,000	△4,400
前年額	14,400							14,400	

## 事業内訳書

事業名	聴覚障害児支援センター事業費		
単位事業名	聴覚障害児支援センター事業費	予算額	10,000千円

### ○歳入

(単位：千円)

款・節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
国庫支出金・ 社会福祉費補助金	5,000	5,000	障害者福祉費補助金 補助率 1/2
一般財源	5,000	△9,400	
合計	10,000	△4,400	

### ○歳出

(単位：千円)

節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
委託料	10,000	△4,400	聴覚障害児支援センター運営委託費
合計	10,000	△4,400	